

へき地医療支援（医師の派遣）に関する基本方針

福島県へき地医療支援機構決定

基本的考え方

- ・ へき地を含む地域医療の充実、地元市町村の問題であると同時に県全体の問題であり、県と関係市町村が共同・連携して地域医療を充実させる必要がある。
- ・ 医療の核となる医師については、本来、診療所等の開設者が確保すべきものであるが、本県においては全体的に医師不足の状況にあり、医師確保が困難となっている。
- ・ 特に、へき地にあっては、公募等各種の方策により、医師の確保に努めているものの、他に比して困難となっている。
- ・ 県としては、現在の医療資源を活用しながら、へき地診療所等への医師の派遣による新たな支援体制を構築する。

支援機構の支援体制

今後、へき地医療を担う医師の確保に努め、それらの医師を医師確保が困難となっているへき地診療所等に対し、緊急避難的に派遣するとともに、「へき地医療拠点病院」に医師を配置するなどの方策により、へき地医療を支援する。

支援方策

- 1 へき地診療所等への派遣
- 2 へき地医療拠点病院からの代診医の派遣
- 3 へき地の診療所等への後継医師等の情報提供

医師の派遣方針

派遣の対象

開設者が自ら必要な医師の確保が困難となっており、通常の診療の継続に著しい不都合が生じている診療所とし、次のいずれかに該当する場合とする。

- 1 へき地診療所及び国民健康保険直営診療所等市町村が設置する診療所
- 2 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）第2条による公示市町村または、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律73号）第2条による指定市町村に存する診療所（ただし、当該市町村に病院がなく、診療所数が2カ所程度で、かつ、当該市町村が診療所の運営に参画する場合とする）

ただし、上記1、2に該当する場合であっても、派遣を受けようとする診療所の存する市町村から高度な救急医療を担う病院までの時間が概ね60分を超えるか、または最寄りの7つの生活圏の中心都市までの時間が概ね30分を超える位置にある診療所かどうかを考慮するものとする。

派遣医師

- 1 自治医科大学卒業生（義務年限中の医師）
- 2 へき地医療支援医師（保健福祉部及び県立医科大学確保医師）
- 3 地域医療従事医師修学資金を貸与した医師
- 4 へき地医療拠点病院の医師（原則として代診等の場合とするが、後任の医師が確保されるまでの間、緊急避難的に短期間の派遣についても対応する。）

派遣期間

原則として、開設者が医師を確保するまでの間とする。（2年間程度）

ただし、へき地医療拠点病院からの派遣の場合は、後任の医師の調整がつくまでの短期間とする。

派遣医師の身分

原則として、県職員とへき地診療所等の開設者である市町村等の職員の身分を併せ有し、勤務条件その他服務については、派遣を受けた市町村等の定めるところによる。

その他

へき地医療支援機構において、常にへき地医療に従事しようとする医師の情報収集に努め、医師を必要としている市町村、診療所等へ情報を提供し、医師の確保に資するものとする。